

公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊湯布院駐屯地  
第404会計隊湯布院派遣隊長 長谷川 昭祐

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調達要求番号		物品番号		仕様書番号	
6S721YU00030		6SS01CZ0015 0001					
品名 または 件名							
令和8年度水質検査 ほか20件							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり（駐屯地浄水 毎月項目）							
使用器材名							
予定数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
8.00	ST						
納地または工事場所				引渡場所			
湯布院駐屯地及び日出生台演習場				湯布駐業 管理科			
搬入場所				納期または工期			
営繕班 給水所 衛藤技官 338				令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）			

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること  
 全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること  
 ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊湯布院駐屯地第404会計隊湯布院派遣隊事務室及び西部方面隊ホームページ

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない  
 入札日時場所：令和8年2月19日（木）14時30分 湯布院駐屯地 広報館

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：単価 契約方式：一般競争

7 注意事項








(1) 競争参加資格に関する事項

- ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）は、令和07・08・09年度とする。
- エ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- カ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- キ 入札及び契約心得を確認のうえ、暴力団排除に関する事項に誓約する旨「当社は入札及び契約心得に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。」を入札書に付記するものとする。

(2) 保証金に関する事項

- ア 入札保証金：免除とする。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- イ 契約保証金：免除とする。ただし、契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、納入予定日及び数量が予定されていない場合「（予定数量－納入済数量）×単価」の総額（税込）、納入予定日及び数量が予定されている場合、解除を申し出た日以降の「納入予定数量×単価」の総額（税込）の100分の10以上を違約金として徴収する。

- (3) 落札決定方法：単価決定（税抜）当方予定価格の範囲内で最低落札者とするも、年間の総価をもって判断するので、当該総価と併せて記載すること。（同価の場合には抽選で決定する。）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 公告の掲示場所：陸上自衛隊湯布院駐屯地、西部方面隊ホームページ(<https://www.mod.go.jp/gsd/wae/>)
- (5) 入札の無効
- ア 第1項に示す競争入札に参加する者に、必要な資格のない者が行った入札
  - イ 入札金額を訂正してある入札、入札書の記載事項及び押印が不明瞭なもの。
  - ウ FAX、電報、電話による入札は認めない。
  - エ その他入札に関する条件に違反した入札
- (6) 入札時の携行品：印鑑等一式、入札に必要な書類（委任状含む）、筆記具
- (7) 契約書等作成
- ア 落札者は、落札決定後遅滞なく「駐屯地用標準契約書」の様式により作成提出すること。
  - イ 適用する契約条項
    - 「役務請負契約条項」
    - 「談合等の不正行為に関する特約条項」
    - 「暴力団排除に関する特約条項」
    - 「単価契約に関する特約条項」
- (8) その他
- ア 入札に関する委任等を受けた者は、入札前に委任状を提出すること。
  - イ 郵便による入札は「件名、日時、入札書在中」を封筒に記載し令和8年2月19日（木）12時00分までに到着したものを有効とする。到着確認は参加者の責任による。また、入札金額が同額の場合は当該入札に関係無い職員により抽選を実施する。
  - ウ 初度入札に郵便等が含まれていない場合は直ちに再度入札を実施する。郵便等が含まれている場合の再度入札については別途連絡する。
  - エ 入札参加希望の場合は、令和8年2月17日（火）17時00分までに資格審査結果通知書の（写）を提出（FAX可）し、下記の担当者まで連絡すること。
- (9) 入札及び契約に関する問い合わせ先
- 〒879-5102 大分県由布市湯布院町川上941番地  
陸上自衛隊湯布院駐屯地 第404会計隊湯布院派遣隊 担当：前田  
TEL 0977-84-2111（内線349） FAX 0977-84-2117（直通）
- (10) 仕様書に関する問い合わせ先
- 陸上自衛隊湯布院駐屯地 湯布院駐屯地業務隊 管理科営繕班 担当：衛藤  
TEL 0977-84-2111（内線338）

業務隊長	管理科長	営繕班長	給排水係長	企画係	管財	施設管理
						

## 仕様書

(令和8年度 水質検査)

陸上自衛隊湯布院駐屯地業務隊

作成年月日

令和8年2月2日

# 仕様書

- 1 件名 水質検査
- 2 概要 陸上自衛隊湯布院駐屯地及び日出生台演習場の水道法による水質検査及び水質汚濁防止法による水質検査
- 3 共通事項
  - (1) 水質検査の試料の運搬収集は駐屯地あるいは演習場にて回収するものとする。
  - (2) 水質検査結果書を委託者に水質検査終了後、速やかに一部送付するものとする。
  - (3) 水質検査結果に水質変化があった場合、結果書送付前に委託者に速やかに通報することとする。
  - (4) その他の事項については担当官と協議し了承を得るものとする。
  - (5) 水質検査の業務の全部又は一部を別の者に再委託する内容の委託契約を締結しないこととする。
- 4 特記事項（水道法による水質検査）
  - (1) 国土交通大臣及び環境大臣の水道水質検査登録機関であること。
  - (2) 「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」に従って試料の回収、運搬を速やかに実施するものとする。
  - (3) 水質検査の根拠となる書類、水質基準項目に関する品質管理の認証取得やこれに類する取り組みの状況に関する書類、また必要に応じ検査機関への立ち入りを実施し水質検査が適正に行われているかの確認が出来ることとする。
  - (4) 「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」の指標菌、クリプトスポリジウム、ジアルジアについても水質検査が出来るものとする。
  - (5) 環境省実施「水道水質検査精度管理に関する調査の結果」において、過去10年間の結果で【第1群評価】が得られていて、内部精度管理も定期的に実施している資料の提出、確認が出来るものとする。
  - (6) 水質検査の項目、回数については別紙第1から別紙第5のとおりとする。
- 4 特記事項（水質汚濁防止法による水質検査）
  - (1) 水質測定方法は水質汚濁防止法に基づく指定計測法とするものとする。
  - (2) 排水水質検査項目は COD（化学的酸素要求量）、TN（窒素含有量）、TP

(りん含有量)、浮遊物質 (SS)、ノルマルヘキサン抽出物質について、濃度の計測をおこなうものとする。また、大腸菌については、数量の計測をおこなうものとする。

- (3) 排水水質検査の項目は、別紙第6のとおりとする。
- (4) 排水水質検査の回数については、別紙第6のとおり予定を基本とするものとする。











令和8年度  
湯布院駐屯地及び日出生台演習場 水質汚濁防止法による排水水質検査年間予定表

No.	項目	実施予定月												合計回数	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
1	湯布院駐屯地 大腸菌数	2	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	5	✓
2	湯布院駐屯地 浮遊物質 (SS)	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	4	✓
3	湯布院駐屯地 ノルマルヘキサン抽出物質	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	✓
4	日出生台演習場 COD (化学的酸素要求量) ※	5	4	4	5	4	5	4	4	4	4	4	4	51	✓
5	日出生台演習場 TN (窒素含有量) ※	5	4	4	5	4	5	4	4	4	4	4	4	51	✓
6	日出生台演習場 TP (りん含有量) ※	5	4	4	5	4	5	4	4	4	4	4	4	51	✓
7	日出生台演習場 大腸菌数	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	4	✓
8	日出生台演習場 浮遊物質 (SS)	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	4	✓
9	日出生台演習場 ノルマルヘキサン抽出物質	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	

※ No.4, 5, 6の項目は週一回の検査として基本的にこの回数を予定数量とする。



